**平成３０・３１年度　研修事業**

**公益財団法人岐阜県市町村振興協会入札等参加資格審査申請書提出要領**

平成３０・３１年度において、公益財団法人岐阜県市町村振興協会が発注する研修事業に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約（以下「入札等」という。）に参加を希望される場合は、この提出要領に従い入札等参加資格審査申請書及び関係書類を提出してください。

なお、申請されても、直ちに発注又は入札等の指名があるということではありませんので、ご留意ください。

記

１　受付期間

平成２９年８月７日(月)～平成２９年１０月１３日(金)（当日消印有効）

　　　なお、上記期間を過ぎても、必要に応じて随時申請を受け付けますが、平成３０年度に実施する研修（一部を除く）の入札に参加できないことになります。

２　申請方法

別紙提出書類一覧の書類一式を原則郵送により提出してください。

（あて先）

〒５００－８３８４

岐阜市藪田南５丁目１４番５３号

公益財団法人岐阜県市町村振興協会　総務課　登録業者担当者　行

３　受付場所及び問い合わせ先

　　　公益財団法人岐阜県市町村振興協会　総務課

　　　電話（０５８）２７７－１１５３（午前９時から午後５時まで（土日祝日を除く））

４　資格の有効期間

平成３０年４月１日～平成３２年３月３１日

　　　　　　　　　　　なお、平成３０年４月１日以降に申請される場合、平成３０・３１年度入札等参加資格者名簿の登録日から平成３２年３月３１日までとなります。

５　入札参加資格

入札等に参加することができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者としま

す。

1. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（同令第１６

７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者

1. 市町村民税、都道府県税及び国税に滞納がない者
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）

第２条第２号に規定する暴力団又は第２条第６号に規定する暴力団員でない者。また、暴力団や暴力団員と取引きがない者

（４）引き続き１年以上その営業を営んでいる者

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定

による更正手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によ

ることとされる更正事件に係るものを含む。）をした者にあっては、同法第１９

９条第１項若しくは第２項又は第２００条第１項の規定による更生計画認可（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。）の決定を受けた者

（６）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをした者にあっては、同法第１７４条第１項の規定による再生計画認可の決定を受けた者

６　審査結果の通知

　　　提出された申請書は審査し、資格及び要件を備えていると認める方を、平成３０・３１年度競争入札等参加資格者名簿に登録します。

　　　なお、登録完了者には、通知します。

７　その他注意事項

（１）「５　入札参加資格」に規定する（１）から（６）の資格を失ったと認めるとき、又は提出書類に虚偽の記載があったときは、競争入札等参加資格者名簿から削除します。

（２）申請書提出後に変更が生じた場合には、速やかに変更届（様式第４号）を提出してください。

1. 入札等参加資格審査申請書に添付する書類は、Ａ４版で提出してください。
2. 申請書等の指定用紙は、公益財団法人岐阜県市町村振興協会ホームページからダウンロードできます。

※よろしければ、下記を切り取り、そのまま宛先としてご利用ください。

|  |
| --- |
|  |

〒５００－８３８４

岐阜市藪田南５丁目１４番５３号

公益財団法人岐阜県市町村振興協会

　総務課　登録業者担当者　行